

自動車事故の発生について

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和3年1月29日(金)午後4時5分頃  
(天気 晴れ)
- (2) 発生場所 世田谷区桜上水一丁目21番付近(赤堤通り)
- (3) 相手方 乙( )
- (4) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という。)児童相談所職員は、庁有車を運転し、相談者宅へ家庭訪問をするために赤堤通りを走行していた。  
発生場所の信号機のない横断歩道に差しかけた際に、右手から自転車で走行してきた乙に気づくことが遅れ、ブレーキをかけたが間に合わず、庁有車の前部が自転車の前輪に接触、乙が手と膝をつき倒れた。
- (5) 損傷の程度 甲 人身：なし  
物損：なし  
乙 人身：右膝に擦り傷、左足首に痛み  
物損：事故時に乗っていた自転車の前輪フレーム損傷

2 事後の対応

- (1) 事故発生後、直ちに相手方の人身の安全を確認するとともに、警察への届出ならびに加入保険会社への報告を行った。
- (2) 保護者が事故後直ちに現場に到着。警察の指示に従い、保護者が救急車を要請し、乙を医療機関に搬送、診察を受けた。
- (3) 乙及び保護者に対しては、事故発生日当日に謝罪した。今後も誠意をもって対応し、示談による解決を進めていく。
- (4) 本件事故をふまえ、安全管理指導を行った。また、事故の再発防止を図るため、改めて安全運転についての啓発に取り組む。さらに、運転中は、同乗者も含め周辺に細心の注意を払うよう指導の徹底を図る。

# 位置図



# 現場説明図

